

第七号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)

【安定操作に関する事項】(8)

【縦覧に供する場所】(9)

名称

_____ (所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【株式の募集】

(1)【新規発行株式】(10)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容

(2)【募集の方法及び条件】

①【募集の方法】(11)

募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式 ()			
募集株式 ()			
募集株式 ()			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

②【募集の条件】(12)

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

③【申込取扱場所】

店名	所在地

④【払込取扱場所】

店名	所在地

(3)【株式の引受け】(13)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

2【新株予約権証券の募集】(14)

(1)【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

3 【社債（短期社債を除く。）の募集】 (15)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	

申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

（新株予約権付社債に関する事項）(16)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取	

得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4 【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】 (17)

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	

5 【外国譲渡性預金証書の募集】 (18)

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	

準拠法及び管轄裁判所	
------------	--

6 【カバードワラントの募集】 (19)

7 【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】 (20)

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】 (21)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額

(2) 【手取金の使途】 (22)

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】 (23)

(1) 【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債 (売出短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額	売出価額の総額	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出外国譲渡性預金証書】

満期日	売出対象の預入金額	売出価額の総額	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所及び氏名又は名称

(6) 【売出カバードワラント】

(7) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】 (24)

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

--	--	--	--	--	--	--

第3【第三者割当の場合の特記事項】(24-2)

- 1【割当予定先の状況】
- 2【株券等の譲渡制限】
- 3【発行条件に関する事項】
- 4【大規模な第三者割当に関する事項】
- 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	—				

- 6【大規模な第三者割当の必要性】
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】
- 8【その他参考になる事項】

第4【その他の記載事項】(25)

第二部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

- 1【会社制度等の概要】(26)
 - (1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】
 - (2)【提出会社の定款等に規定する制度】
- 2【外国為替管理制度】(27)
- 3【課税上の取扱い】(28)
- 4【法律意見】(29)

第2【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】(30)
- 2【沿革】(31)
- 3【事業の内容】(32)
- 4【関係会社の状況】(33)

第3【事業の状況】

- 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(34)
- 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】(35)
- 3【事業等のリスク】(36)
- 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(37)
- 5【重要な契約等】(38)
- 6【研究開発活動】(39)

第4【設備の状況】(40)

- 1【設備投資等の概要】
- 2【主要な設備の状況】
- 3【設備の新設、除却等の計画】

第5【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】 (41)

① 【株式の総数】

授権株数 (株)	発行済株式総数 (株)	未発行株式数 (株)

② 【発行済株式】

記名・無記名の別 及び額面・無額面 の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
計	—		—	—

(2) 【発行済株式総数及び資本金の推移】 (42)

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高	資本金増減額	資本金残高

(3) 【所有者別状況】 (43)

(4) 【大株主の状況】 (44)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
計	—		

2 【配当政策】 (45)

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】 (46)

(2) 【役員の状況】 (47)

(3) 【監査の状況】 (48)

(4) 【役員の報酬等】 (49)

(5) 【株式の保有状況】 (50)

4 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】 (50-2)

(2) 【従業員の状況】 (50-3)

第6 【経理の状況】 (51)

- 1 【財務書類】 (52)
- 2 【主な資産・負債及び収支の内容】 (53)
- 3 【その他】 (54)

第7 【外国為替相場の推移】 (55)

1 【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次					
決算年月					
最高 (円)					
最低 (円)					
平均 (円)					
期末 (円)					

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別					
最高 (円)					
最低 (円)					
平均 (円)					

3 【最近日の為替相場】

円 (年 月 日)

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】 (56)

第9 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】 (57)
- 2 【その他の参考情報】 (58)

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

- 1 【保証の対象となっている社債】 (59)
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (60)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)
年 月 日 ___財務 (支) 局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)
年 月 日 ___財務 (支) 局長に提出

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書提出後、本届出書提出日 (年 月 日) までに、
臨時報告書を 年 月 日に ___財務 (支) 局長に提出

④ 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 年 月 日 の訂正報告書) を 年 月 日に ___財
務 (支) 局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

- 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】⁽⁶¹⁾
 - (1) 【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】
 - (2) 【本国における法制度の概要】
 - (3) 【企業の概況】
 - (4) 【事業の状況】
 - (5) 【設備の状況】
 - (6) 【保証会社の状況】
 - (7) 【経理の状況】
- 第2 【保証会社以外の会社の情報】⁽⁶²⁾
 - 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
 - 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
 - 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】
- 第3 【指数等の情報】⁽⁶³⁾
 - 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
 - 2 【当該指数等の推移】
- 第四部 【特別情報】
 - 第1 【最近の財務書類】⁽⁶⁴⁾
 - 第2 【有価証券の様式】⁽⁶⁵⁾
 - 第3 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】⁽⁶⁶⁾

(記載上の注意)

 - (1) 一般的事項
 - a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
 - b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
 - c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
 - e 「第二部 企業情報」に係る記載上の注意は、主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
 - f 「第二部 企業情報」に掲げる事項は、図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
 - g 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
 - (a) 財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。
 - (b) 財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

と。

(c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

① 財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあつては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあつては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

h 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務書類」及び「第2 有価証券の様式」に掲げる事項にあつては提出会社が継続開示会社である場合、「第3 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあつては当該保証会社及び連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。(62)及び(66)において同じ。）が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。

i 届出の対象とした募集が定義府令第9条第5号に定める有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る有価証券の処分は当該有価証券の発行として記載すること。

j 提出会社が法第2条第2項第4号に掲げる権利の発行者である場合における「第二部 企業情報」に掲げる事項は、(26)から(58)までに準じて記載すること。

k 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第5 提出会社の状況」の「4 従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a) 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨

(b) 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d) 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

(2) 会社名

原語名を括弧内に記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

届出書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、届出書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

- (5) 事務連絡者氏名
本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
- (6) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類
届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。
- (7) 届出の対象とした募集（売出）金額
a 募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
なお、募集（売出）有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。
「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
b 本邦通貨への換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- (8) 安定操作に関する事項
令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われることがある場合には、令第21条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行われることがある場合には、これらに準ずる事項）を記載すること。
- (9) 縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
- (10) 新規発行株式
a 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を記載すること。
b 「発行数」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。
c 「内容」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い株式の内容を具体的に記載すること。新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。
d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。
(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
(b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。（d）及び（e）において同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）
(d) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場

合はその旨)

- (e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容
 - (f) その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - e 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。
 - f 会社が新規発行株式と異なる種類の株式を定款等に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の議決権の有無、数又はその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。
 - g 新規発行株式について一定の権利等が付されている場合には、その旨及び権利等の内容等を注記すること。
 - h 届出書の対象とした募集が定義府令第9条第5号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。
- (11) 募集の方法
- a 「募集の形態」の欄には、募集株式を株主割当、一般募集等に区分して記載すること。
株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。
なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。
 - b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。
 - c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- (12) 募集の条件
- a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。
 - b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。
なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。
 - c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理、払込期日の確定の有無その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
 - d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - e 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- (13) 株式の引受け
- a 元引受契約（株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結す

る予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

- b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。

- c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(14) 新株予約権証券の募集

- a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。

- b 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

- c 「発行価格」の欄には、新株予約権1個の発行価格を記載すること。

また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

- d 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

- e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日（同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、同法第278条第1項第3号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日）を記載すること。

- f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。

また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。

- g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。

- h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。

- i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(10) d (a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

- j 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(10) c、e及びfに準じて記載すること。

- k 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

- l 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

- m 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意(12)mに準じて記載すること。

- n 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- o 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意(12) o に準じて記載すること。
- p 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下 p 及び(4) f において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
- q 「新株予約権証券の引受け」については、(13)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下 q において同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(e)までに定めるところにより記載すること。
- (a) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- (b) 「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。
なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。
- (c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下(c)において同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。
- (d) 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- (e) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下(e)において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下(e)において同じ。）が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日（日曜日及び法令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。
- (15) 社債（短期社債を除く。）の募集
- a 「銘柄」の欄には、「第何回物上担保付転換社債」、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。
- b 当該募集に係る社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。
- c 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- d 「発行価格」の欄には、券面額又は振替社債の金額についての発行価額を記載すること。
- e 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場

- 合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- f 「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。
- g 「募集の方法」の欄には一般募集、株主優先募入等募集方法の概要について記載すること。
- h 「公告の方法」の欄には、当該社債に関する公告を行う場合の公告の方法について記載すること。
- i 「引受人」の欄には、引受人の氏名又は名称、住所、引受金額及び引受けの条件（買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等）を記載すること。
元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
引受人の氏名又は名称、住所、引受金額及び引受けの条件を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- j 「社債の管理会社とその職務」の欄には、社債の管理会社の名称、住所及び委託の条件並びに債権者のための行為をする職務及び発行者のための行為をする職務の内容について記載すること。
社債の管理会社が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債の管理会社を記載すること。
社債の管理会社の名称、住所及び委託の条件を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- k 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- l 「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法（買入消却、任意償還、減債基金等）を記載すること。
- m 「保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。
- n 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担付切替等）に分けて、その内容を記載すること。
また、保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- o 「債権者集会」の欄には、債権者集会に関する規定の有無並びに債権者集会の付議事項、招集手続、決議の方法及びその執行等について記載すること。
- p 「準拠法及び管轄裁判所」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
(a) 当該社債の債権者を含む全当事者の権利義務等（特に担保権を設定する場合には、担保権の設定、管理及び執行に関し準拠する法令）
(b) 当該社債に関する訴訟の管轄裁判所並びに訴訟に関する送達を受領者の名称及び住所
(c) 債務不履行があった場合における債務の強制履行の請求手続
- q 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、

次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る社債の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(16) 新株予約権付社債に関する事項

(14) a、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

(17) コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集

a 「発行価格」の欄には、券面額又は短期社債の金額についての発行価額を記載すること。

b 「券面総額又は短期社債の総額」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパーの券面額の合計又は短期社債の発行総額を記載すること。

c 取締役会決議等でコマーシャル・ペーパー又は短期社債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。

d 「支払期日」の欄には、当該コマーシャル・ペーパー又は短期社債の償還期限を記載すること。

e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。

f 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。

g 「準拠法及び管轄裁判所」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 当該コマーシャル・ペーパー又は短期社債に関する訴訟の管轄裁判所並びに訴訟に関する送達を受領者の名称及び住所

(b) 債務不履行があった場合における債務の強制履行の請求手続

h 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(18) 外国譲渡性預金証書の募集

- a 「発行単位」の欄には、最低額面金額が定められている場合に当該金額を記載すること。
- b 「割引率」の欄には、割引方式で発行される外国譲渡性預金証書について当該割引率を記載すること。
- c 「割引率」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- d 割引方式で発行される外国譲渡性預金証書については、「額面金額の総額」の欄に発行価額の総額を注記すること。
- e 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- f 「準拠法及び管轄裁判所」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (a) 当該外国譲渡性預金証書に関する訴訟の管轄裁判所並びに訴訟に関する送達を受領者の名称及び住所
 - (b) 債務不履行があった場合における債務の強制履行の請求手続
- g 当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
 - (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
 - (b) 当該発行に係る外国譲渡性預金証書の申込期間中に、金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号の規定により当該発行に係る外国譲渡性預金証書に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(19) カバードワラントの募集

- a 届出書に係るカバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)1 に準じて記載すること。
- b 当該カバードワラントの発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
- c a 及び b に掲げる事項以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

(20) 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集

- a 届出書に係る預託証券及び有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内

容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13) 1 に準じて記載すること。

- b 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。
- c 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
- d a から c までに掲げる事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

(21) 新規発行による手取金の額

- a 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「払込金額の総額」は、届出書提出日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。
- b 「発行諸費用の概算額」の欄には、会社が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。

(22) 手取金の使途

- a 提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。
- b 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。

(23) 売出有価証券

- a 額面株式については、「売出株式」の「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄に券面額を付記すること。
- b 「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「売出価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- c 売出しに係る株式、新株予約権証券、社債、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書の所有者が2人以上ある場合には、「売出株式」、「売出新株予約権証券」、「売出社債（売出短期社債を除く。）」、「売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債」又は「売出外国譲渡性預金証書」について、所有者別に記載すること。
- d 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載するとともに、(10) d に準じて記載すること。
- e 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(14) に準じて記載すること。
- f 売出社債（売出短期社債を除く。）に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。
- g 「売出社債（売出短期社債を除く。）」の「新株予約権付社債に関する事項」は、(16) に準じて記載すること。
- h 当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
 - (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の

対象となる事項の区分に応じた説明

- (b) 当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書の申込期間中に、金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号の規定により当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

- i 振替社債については、その旨を欄外に記載すること。

(24) 売出しの条件

- a 「売出価格」の欄には、株式については 1 株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権 1 個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額又は振替社債の金額についての売出価額を、外国譲渡性預金証書については申込単位当たりの売出金額を、電子記録移転権利（法第 2 条第 2 項第 4 号に掲げる権利に該当するものに限る。）については 1 単位の売出価額を記載すること。
- b 「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。
- なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。
- c 株式受渡期日その他売出しの事務上必要な事項を欄外に記載すること。
- d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- e 「売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- f 「売出価格」又は「申込受付場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

(24-2) 第三者割当の場合の特記事項

第二号様式記載上の注意（23-2）から（23-10）までに準じて記載すること。

(25) その他の記載事項

- a 工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書の記載箇所を示すこと。
- b 当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合（c に掲げる場合を除く。）には、第二号様式記載上の注意⁽²⁴⁾ b により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。
- c 当該届出に係る有価証券が電子記録移転権利（法第 2 条第 2 項第 4 号に掲げる権利に該当するものに限る。）である場合には、第二号様式記載上の注意⁽²⁴⁾ c により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

(26) 会社制度等の概要

- a 提出会社の属する国・州等における会社制度全般についてその概要を記載すること。特に株主総会、取締役会等の会社の機関及びその権限に関する事項、株式に関する事項並びに会社の計算に関する事項等について記載すること。

- b 提出会社が定款等において規定する当該提出会社の制度についてその概要を記載すること。特に議決権、取締役の選任権及び配当請求権等株主の権利（株式の譲渡制限等権利の制限を含む。）に関する事項について記載すること。
- (27) 外国為替管理制度
配当等の送金等に関する提出会社の属する国の外国為替管理制度について、その概要を記載すること。
- (28) 課税上の取扱い
配当等に関する課税上の取扱いについて記載すること。
- (29) 法律意見
届出書に係る募集又は売出しが適法であること及び届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書の内容を要約して記載すること。
- (30) 主要な経営指標等の推移
 - a 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。
ただし、「第二部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 財務書類」において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、最近3連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近3事業年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。
 - b 提出会社が第19条の9第1項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等（第9条第1号に規定する株券等をいう。bにおいて同じ。）の発行者である場合には、最近6事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額（第19条の9第3項第1号に規定する時価総額をいう。）及び平均時価総額（同項に規定する平均時価総額をいう。）を注記すること。
- (31) 沿革
提出会社の設立日（設立登記日とする。）から届出書提出日までの間につき、設立経緯（設立根拠法令についても記載すること。）、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等）等について簡潔に記載すること。
- (32) 事業の内容
第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。
- (33) 関係会社の状況
第二号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。
- (34) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
第二号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。
- (35) サステナビリティに関する考え方及び取組
第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(30) a 中「サステナビリティ開示基準（同条第5項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。）とあるのは「サステナビリティ開示基準（同条第5項に規定するサステナビリティ開示基準をいい、同条第6項の規定により一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなされることとされた同項各号に掲げる基準を含む。」と、「サステナビリティ開示基準に準拠している旨」とあるのは「サステナビリティ開示基準に準拠している旨（第19条の9第6項の規定により一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなされることとされた同項各号に掲げる基準にあつては、当該基準に準拠して

いる旨及び当該基準の名称)」と読み替えるものとする。

- (36) 事業等のリスク
第二号様式記載上の注意⁽³¹⁾に準じて記載すること。
- (37) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
第二号様式記載上の注意⁽³²⁾に準じて記載すること。
- (38) 重要な契約等
第二号様式記載上の注意⁽³³⁾に準じて記載すること。
- (39) 研究開発活動
第二号様式記載上の注意⁽³⁴⁾に準じて記載すること。
- (40) 設備の状況
第二号様式記載上の注意⁽³⁵⁾から⁽³⁷⁾までに準じて記載すること。
- (41) 株式の総数等
 - a 「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。また、所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。a 及び⁽⁴²⁾ b において同じ。）を交付する旨の定めに基づいて交付される予定の株券がある場合には、その数、種類等について付記すること。
 - b 額面株式については、「記名・無記名の別及び額面・無額面の別」の欄に券面額を付記すること。
 - c 「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、「内容」の欄には、株式の種類ごとにその内容を具体的に記載すること。
会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。
会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「内容」の欄の冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。
株式の種類ごとに議決権の有無、数又はその内容が異なる場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること
 - d 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。
 - (a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
 - (b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）
 - (c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）
 - (d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容
 - (e) その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - e 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

- f 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、aにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。
- (42) 発行済株式総数及び資本金の推移
- a 最近5年間（この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
- なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
- b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。
- 合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
- 新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。
- 所定の時期に確定した数の株券を交付する旨の定めに基づく株券の交付（bにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。
- 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を欄外に記載すること。
- c 新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
- (43) 所有者別状況
- 最近日現在の議決権のある記名株式について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。
- 議決権のある記名株式について複数の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。
- (44) 大株主の状況
- a 最近日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。
- また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
- なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含

む。)までを記載しても差し支えない。

b 最近事業年度の末日後最近日までの間において、主要株主に異動があった場合には、その旨を注記すること。

(45) 配当政策

a 配当政策については、配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。

b 最近事業年度に剰余金の配当をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会等の決議の年月日を注記すること。

c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会等の決議があった場合には、その旨、決議の年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

(46) コーポレート・ガバナンスの概要

第二号様式記載上の注意⁽⁴⁾に準じて記載すること。

(47) 役員状況

a 届出書提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのもと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載した上で、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

b 最近事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては最近2事業年度）における役員報酬の総額について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されている場合には、主要な役員報酬についても記載すること。

c 役員が特別の利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。

d 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。

e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

(48) 監査状況

第二号様式記載上の注意⁽⁵⁾に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⁽⁵⁾ d (a)中「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意⁽⁵⁾ d (c)及び⁽⁵⁾ d (f) iv中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意⁽⁵⁾ d (f) i中「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」

と、同様式記載上の注意(56) d (f) ii 中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と読み替えるものとする。

- (49) 役員の報酬等
第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
- (50) 株式の保有状況
第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。
- (50-2) 人材戦略に関する基本方針等
第二号様式記載上の注意(58-2)に準じて記載すること。
- (50-3) 従業員の状況
第二号様式記載上の注意(58-3)に準じて記載すること。
- (51) 経理の状況
 - a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
 - b 財務書類は、財務諸表等規則第328条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
 - c 最近において決算期を変更した場合には、その旨を記載すること。
- (52) 財務書類
 - a 次の財務書類を掲げること。
 - (a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める財務書類を掲げること。
この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。
 - ① 当該地域において連結財務諸表のみを開示している場合 連結財務諸表
 - ② 当該地域において個別財務諸表のみを開示している場合 個別財務諸表
 - ③ 当該地域において連結財務諸表と個別財務諸表の両者を開示している場合 連結財務諸表及び個別財務諸表
 - (b) (a)②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第328条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。
 - (c) 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。
 - b 財務書類は、最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度）のもの（附属明細表については最近1事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近3事業年度の財務書類（附属明細表については最近1事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。
また、次の(a)又は(b)に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、1年

を1事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下bにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後当該(a)又は(b)に定める期間（以下bにおいて「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度における中間財務書類（連結財務諸表規則第96条若しくは第192条又は財務諸表等規則第130条若しくは第211条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。以下bにおいて同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該中間財務書類を併せて掲げること。

(a) 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間

(b) 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第3項に規定する期間

また、法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、1年を1事業年度とするものであって、次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度に係る中間財務書類を併せて掲げること。

(53) 主な資産・負債及び収支の内容

a 最近事業年度末の貸借対照表のうち、流動資産及び流動負債について、その主な科目の内容を説明すること。

なお、未決算勘定又は特殊な科目がある場合には、その内容についても説明すること。

b 最近事業年度の損益計算書のうち、特殊な科目で金額の大きいものについて、その内容を説明すること。

(54) その他

a 最近事業年度の末日後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 最近事業年度の次の事業年度の経営成績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。(52) bにより掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

c 第二号様式記載上の注意⁽⁶⁶⁾ c 又は(74) d に準じて記載すること。

d 営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概況を記載すること。

(55) 外国為替相場の推移

a 財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

b 平均相場とは、事業年度の各月末における為替相場の平均額をいう。

c 財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度及び最近6箇月間において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

(56) 本邦における提出会社の株式事務等の概要

a 本邦における株式の名義書換取扱場所、株主名簿管理人、株主に対する特典、株式の譲渡制限その他株式事務に関し投資者に示すことが必要であると思われる事項を記載すること。

- b 株式の募集又は売出しをする場合には、本邦における株主の権利行使の手続等について、次の事項を簡潔に記載すること。
 - (a) 株主の議決権の行使に関する手続
 - (b) 剰余金の配当（株式の配当等を含む。）請求に関する手続
 - (c) 株式の移転に関する手続
 - (d) 提出会社の未発行株式又は自己株式を他の株主に優先して買い取り又は引き受ける権利を有する場合には、その権利の行使に関する手続
 - (e) 配当等に関する課税上の取扱い
 - (f) その他株主の権利行使について必要な手続
- (57) 提出会社の親会社等の情報
第二号様式記載上の注意⁽⁷⁶⁾に準じて記載すること。
- (58) その他の参考情報
 - a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。
 - b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
 - c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (59) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）
当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (60) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
 - a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
 - b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
 - c 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
 - d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- (61) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
 - a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
 - b 「(2) 本国における法制等の概要」から「(7) 経理の状況」までの事項については、本様式「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (62) 保証会社以外の会社の情報
当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあっては受託者）の企業情報について

記載すること。

- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第三部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

(63) 指数等の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の届出書提出日の直近5年間の年別最高・最低値及び直近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(64) 最近の財務書類

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

ただし、第二部において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることがを要しない。

(65) 有価証券の様式

募集又は売出しが行われる有価証券（発行予定のものを含む。）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(66) 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類

保証会社及び連動子会社について提出会社に準じて記載すること。

(67) 読替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

(68) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、提出者の属する国・州等の法人制度全般について記載するとともに、医療法人に関する制度の内容についても記載すること。また、「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意⁽⁸⁸⁾に準じて記載すること。